

# 都道府県「高校生等奨学給付金制度」利用について

事務長 平良 亮

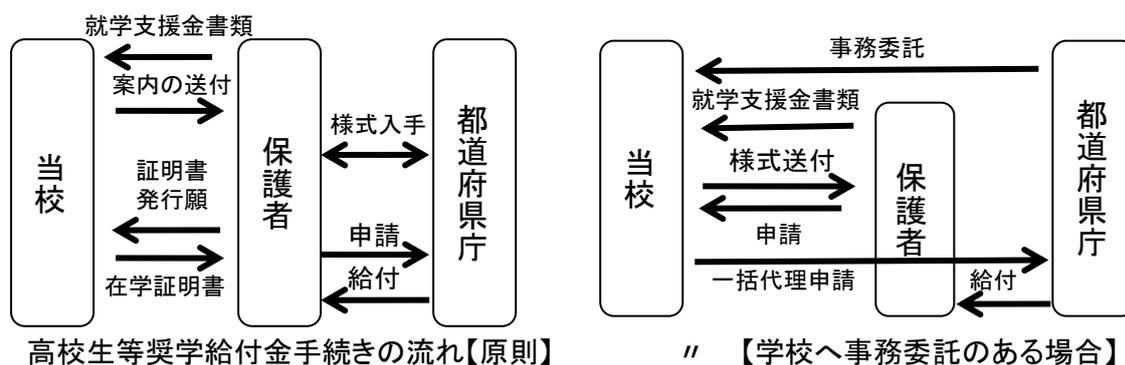
「高校生等奨学給付金制度<sup>※1)</sup>」は、各都道府県が独自の制度として、全ての意思ある生徒が安心して教育を受けられるよう授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる低所得世帯が自ら都道府県に申請して年間5万2,100円の返済不要の支援（給付）を受ける制度です。給付金は、保護者在住の都道府県から対象保護者へ直接に支給（銀行振込み）されます。

## 高校生等奨学給付金制度支給要件<sup>※1)</sup>

- ・ 保護者全員が同じ都道府県に住所がある。
- ・ 保護者全員の市町村民税+都道府県民税所得割額の合算が非課税もしくは生活保護世帯。
- ・ 生徒さんが平成26年4月以降に入学し、令和5年7月1日現在当校に在籍している。
- ・ 令和5年7月1日現在、生徒さんが高等学校等就学支援金の受給資格がある。
- ・ 保護者が、住所のある都道府県に奨学給付金受給の申請をしている。

高校生等奨学給付金の受給申請は、希望する保護者が自ら都道府県から様式等を入手して個別に申請を行う必要があります。その際、当校での在学証明等が必要な場合<sup>※2)</sup>は、「学習の手帳」掲載の証明書発行願をご利用ください（申請には発行手数料100円分の切手、返信用封筒+返信用切手、学校様式ではなく各都道府県独自の在学証明書様式がある場合はその様式の同封が必要です。）

当校では全国の保護者様の便宜を図るため、令和5年度の「高等学校等就学支援金 収入状況届出書」と課税証明書を6月20日（火）の提出期限までに提出した生徒で、保護者住所のある都道府県の奨学給付金の利用が見込める方々には、各都道府県が公開している案内パンフレット等を郵送いたします。※届かないようであれば学校に問い合わせをお願いします。また、沖縄県庁を通じて当校に事務委託のあった都道府県については、当校から直接、保護者様宛に在住都道府県の申請様式一式をお送りし、学校が個々の申請を取りまとめて一括の代理申請をいたします。



なお、6月20日（火）の提出期限までに令和5年度の「高等学校等就学支援金 収入状況届出書」および課税証明書を未提出の方へは、当校からの案内が遅れることになります。申請期限が早い都道府県もありますのでご注意ください。

※1) 都道府県により、制度の名称、支給要件の細部・申請書類様式・受付期間が異なります。

※2) 当校様式の在学証明書の利用の可否・記載すべき事項については、都道府県ごとに規定が異なります。在学証明書発行を当校で手続きする際は必ず、提出先の都道府県に詳細をご確認下さい。